

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 太田市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の 場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
生ごみ処理機設置費	助成	太田市生ごみ処理槽等 設置助成金交付事業	家庭から出る生ごみの減量化とリサイクルの促進を目的とし、生ごみを処理する機械や処理槽などを購入した人に対して、購入金額の半額(または一部)を助成する。	市内に引き続き1年以上住所を有し、申請者を含む世帯全員の市税が完納していること。	・生ごみ処理槽(コンポスター)＝4,000円 ・EM処理容器＝4,000円 ・電気式生ごみ処理機＝50,000円	購入金額の1/2		随時受付	予算の範囲内	清掃事業課	0276-31-8153	https://www.city.ota.gunma.jp/site/gomi/3264.html	・生ごみ処理槽(コンポスター)＝年度内で1世帯1基まで ・EM処理容器＝年度内で1世帯2基まで ・電気式生ごみ処理機＝申請日より2年間で1世帯1基まで
重度身体障害者(児)住宅改造費補助	助成	太田市重度身体障がい者(児)住宅改造費補助	浴室、便所、玄関、台所等の障害者に適する改造(新築、増築は対象外、借家は原則認めない)	※介護対象者は介護の制度が優先(制度利用不可) ※世帯全員の市民税所得割額16万円未満 ・下肢1,2級・体幹1,2級 ・下肢及び体幹の重複障害1,2級 ・視覚1級 ・上肢1,2級(ただしそれぞれ上肢4級以上)	改造に要する経費の6分の5、限度額は基本額60万円の6分の5(最大補助金額50万円)			改造前に必要書類添付の上、申請が必要	予算の範囲内	障がい福祉課	0276-47-1828	https://www.city.ota.gunma.jp/page/3105.html	・金額に関わらず、障害者1人につき1回限り ・工事終了後領収書の添付が必要(工事費全額支払い後、補助金交付) ・工事完了が3/31までにできる工事が対象
住宅改修費給付事業	助成	居宅生活動作補助用具 (日常生活用具・住宅改修)	手すり・段差の解消・滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更・洋式便器等への便器の取り換え・オストメイト対応トイレの設置・在宅血液透析を行うための電気・水道設備等の改修(新築、増築は対象外、借家は原則認めない)	※介護対象者は介護の制度が優先(制度利用不可) ※世帯全員の市民税所得割額46万円未満 ・下肢1,2,3級・体幹1,2,3級 ・便器の取り換えは上肢障害2級以上又は療育手帳重度又は最重度であり、排便後の処理が困難な者	上限額20万円(所得により補助額にの1割の自己負担)			改造前に必要書類添付の上、申請が必要	予算の範囲内	障がい福祉課	0276-47-1828	https://www.city.ota.gunma.jp/page/3126.html	・金額に関わらず、障害者1人につき1回限り ・工事終了後領収書の添付が必要(工事費全額支払い後、補助金交付) ・工事完了が3/31までにできる工事が対象
住宅リフォーム補助金	助成	太田市住宅リフォーム支援事業	①登録業者(住宅リフォーム支援事業に業者登録した市内に本店を有する法人又は主たる事業所を有する個人事業者)を利用して住宅のリフォームを行うこと ②補助対象工事費が税込10万円以上であること ③補助金の交付決定を受けてから工事を行うこと ④令和8年2月27日までに完了報告書を提出すること ⑤同一箇所の工事で、市の他の補助金に申請していないこと ⑥申請者及び対象の建物が過去5年度(申請年度含まず)の間に住宅リフォーム支援事業補助金の交付の対象となっていないこと。 ※詳細については市のHPをご覧ください、窓口に問合せください。	【対象者】 ①市内に住宅(集合住宅の専有する部分を含む)を所有していること ②住宅所有者の世帯全員に市税等の滞納がないこと ③リフォームを行う住宅に継続して過去2年以上居住していること 【対象建物】 ①建築後10年以上経過した建物であること ②住宅用火災警報器が設置されていること。または、本事業で設置すること ※詳細については市のHPをご覧ください、窓口に問合せください。	補助対象工事費の30%(上限20万円)を太田市デジタル金券(OTACO)で支給			令和7年4月7日から令和8年1月30日まで	予算の範囲内	まちづくり推進課	0276-47-1955	https://www.city.ota.gunma.jp/page/1148.html	
耐震診断者派遣	助成	太田市木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工の戸建木造住宅の耐震診断に対し、耐震診断者を派遣する。	(対象住宅) ・昭和56年5月31日以前に建築又は着工された一戸建ての木造住宅(宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む) ・平屋建て又は2階建てのもの ・在来軸組構法、伝統的構法又は枠組み壁工法によるもの (対象者) ・自己又はその3親等以内の親族が所有し居住又は居住予定であること。 ・市区町村税を滞納していないこと				令和7年4月8日から令和8年2月13日まで	先着30戸	建築指導課	0276-47-1871	https://www.city.ota.gunma.jp/page/1045520.html	
耐震改修補助事業補助金	助成	太田市木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の耐震改修工事。 ①全部改修 建物の全部の耐震性を高める工事 ②耐震シェルター等設置 居室の一部に設置し、建物が倒壊しても居住者の生命を守るための装置を設置する工事	(対象要件) ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を、全部改修、耐震シェルター等設置などを行い、それに居住すること。 (対象者) ・市区町村税等を滞納していないこと。 ・当該木造住宅を自己または3親等以内の親族が所有していること。 ・過去にこの事業による補助金を受けたことがないこと。	・全部改修 要した費用の4/5以内の額。ただし、100万円を限度とする。 ・耐震シェルター等設置 要した費用の1/2以内の額。ただし、60万円を限度とする。			令和7年4月8日から10月31日まで	予算の範囲内	建築指導課	0276-47-1871	https://www.city.ota.gunma.jp/page/1045527.html	

合併処理浄化槽設置費	助成	太田市浄化槽設置整備事業	①合併処理浄化槽新規設置工事 ②転換(単独処理浄化槽又は汲み取り槽を撤去すること)を伴う合併処理浄化槽の設置工事	①専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置し継続的に使用する者。 ②台所・風呂・トイレのいずれもが設置されており、浄化槽に接続している者もしくは1年以内に接続し、使用開始できる者。 ③次のいずれかに該当する方は設置補助を受けることはできません。 1. 建築基準法第6条第1項に基づく確認又は、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者。 2. 補助金交付決定前に浄化槽設置工事に着手した者。 3. 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者。 4. 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。 5. 浄化槽の排水を公共用水域に排出可能であるにもかかわらず、地下浸透方式を採用した者。 6. 営利の目的で浄化槽付きの専用住宅を建築する者。 (※浄化槽設置前に居住目的で専用住宅を購入し、継続的に使用する者と売買契約を結びその者が交付を受けようとする場合を除く。) 7. 市税等の滞納があるもの。 ④転換に伴う設置補助(転換設置補助金)を受けようとするもので、次のいずれかに該当する方は転換設置補助を受けることはできません。 1. 建築基準法第6条第1項に基づく確認又は、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに単独処理浄化槽を設置していた者。 2. 転換を適正に行わない者。 ⑤宅内配管工事補助は、下水道事業計画区域外に存する既存住宅において、単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換を行う場合の宅内配管工事を対象とします。 ⑥浄化槽エコ補助は、次のいずれかに該当する場合に対象となります。但し、宅内配管工事補助を受ける場合及び下水道事業計画区域の補助を除く。 1. 既設の単独処理浄化槽等を完全に撤去する場合 2. 既設の単独処理浄化槽等を雨水貯留槽等に再利用する場合 3. 既設の単独処理浄化槽等を撤去しようとしたにもかかわらず、撤去できない相当の理由があり撤去できない場合	新規設置補助額 5人槽:123,000円 7人槽:159,000円 10人槽:211,000円 転換設置補助額 5人槽:346,000円 7人槽:418,000円 10人槽:523,000円 (加算限度額含む) 宅内配管工事補助額 5～10人槽:宅内配管に要する費用に相当する額又は300,000円のいずれか低い額。 下水道事業計画区域内における補助額 新規設置補助額と同額	—	—	浄化槽工事着手前	現年度予算が終了し次第締め切り	下水道課	0276-47-1949	https://www.city.ota.gunma.jp/page/1210.html	
太陽光発電設備、蓄電設備、給湯機設置費	助成	太田市住宅用再エネ機器導入報奨金事業	①太陽光発電システム出力2kW以上 ②蓄電池システム蓄電容量4kWh以上 ③おひさまエコキュート	自己が居住する市内の住宅に、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに対象機器を設置した市民	太田市デジタル金券(OTACO)で支給 ①一律5万円 ②一律5万円 ③一律2万円			令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	予算枠内	脱炭素推進室	0276-47-1953	https://www.city.ota.gunma.jp/page/1021934.html	申請書類を脱炭素推進室窓口で提出